

24	<p>国は、採血事業者によるこれらの取組を支援するものとする。</p>	<p>・国は、日本赤十字社の行う献血者に対する健康管理サービス(成分採血、400ml全血採血を行った者への血液検査項目の充実、献血健康手帳の交付等)に対して経費の一部を補助しているところ。</p>	<p>・平成16年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。 ・また、健康管理サービスは、献血の推進に極めて重要であることから、その一層の充実に努める必要があるため、以下の記述を追加する。 また、献血者の健康管理に資する検査の充実は、自発的な無償供血に矛盾せず、献血の推進に有効であることから、健康管理サービスの検査項目を生活習慣病対策に必要な項目と関連付けることを検討するものとする。なお、この検査項目には感染症の検査を含まないこととし、感染症の検査を目的とする献血の排除と整合を図るものとする。</p>
----	-------------------------------------	--	--

③献血者の利便性の向上

段落	平成15年度の記述	実施状況	平成16年度献血推進計画作成に向けての方針(案)
25	<p>採血事業者は、立地条件等を十分考慮して採血所を設置するとともに、効率的に採血を行うため、採血車による採血等、献血者の利便性に配慮した献血受入体制の整備及び充実に努める必要がある。</p>	<p>・日本赤十字社は、各地域の事情を踏まえ、献血会場の案内員の配置、市町村・警察署の協力を得た市内中心部での献血の受入れ、移動採血車での成分採血の受入れ、交通アクセスの良い場所への採血所の移転等を実施しているところ。</p>	<p>・平成16年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。</p>
26	<p>都道府県及び市町村は、採血事業者と十分協議して、採血車による採血等の日程を設定し、そのための公共施設の提供等、採血事業者の献血受入れに協力することが重要である。</p>	<p>・都道府県及び市町村は、各地の実情に応じ、赤十字血液センターと協議して、採血日程の調整、公共施設の提供、広報の連携等を行っている。</p>	<p>・平成16年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。</p>
27	<p>国、都道府県及び市町村は、採血事業者による献血の受入れが円滑に行われるよう、献血場所の確保等に関し、必要な措置を講ずることが重要である。</p>	<p>・国は、日本赤十字社の行う採血所の増設について財政支援を実施中。 ・都道府県及び市町村は、各地の実情に応じ、採血所の増設に対する財政支援、事業所に対する協力依頼の発出、献血会場の提供等を行っている。ただし、特段の措置を講じていない自治体もある。また、一部の都道府県からは、道路の使用許可が下りない場合があるとの意見があった。</p>	<p>・平成16年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。</p>

④献血者との連携の確保

段落	平成15年度の記述	実施状況	平成16年度献血推進計画作成に向けての方針(案)
----	-----------	------	--------------------------

28	採血事業者は、必要な時に安全で良質な血液を確保するため、献血者の意向を踏まえ、その登録を依頼することが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> ・日本赤十字社によると、平成14年度における登録者数は939,461人であり、本年度における新規登録者と登録取消数を加除すると、現在の登録者数は956,751人である。 ・平成14年度は、登録者に対し、延べ1,390,254回の献血要請が行われ、336,668人(受付数373,264人)の献血を受け入れた。 ・平成15年度は、登録者に対し、延べ704,841回の献血要請が行われ、177,140人(受付数194,731人)の献血を受け入れた。 	・平成16年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。
29	国、都道府県及び市町村は、当該制度の推進に協力することが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> ・国は、日本赤十字社の行う献血者に対する健康管理サービス(成分献血、400ml全血献血者への血液検査項目の充実、献血健康手帳の交付等)に対して経費の一部を補助しているところ。 ・都道府県及び市町村は、各地の実情に応じ、財政支援、記念品の贈呈、リーフレットの作成・配布等を実施しているところ。ただし、特段の措置を講じていない自治体もある。 	・平成16年度においても、引き続きこれらの取組を進め、地域の実情に応じて、その充実を図ることが重要である。

⑤まれな血液型の血液の確保

段落	平成15年度の記述	実施状況	平成16年度献血推進計画作成に向けての方針(案)
30	採血事業者は、まれな血液型の患者に対する血液製剤の供給を確保するため、まれな血液型の保有者に対し、その意向を踏まえ、登録を依頼することが重要である。	<ul style="list-style-type: none"> ・国は、日本赤十字社に委託して、特殊血液調査を実施することとしている。 ・なお、本委託調査は、昭和61年度から継続して実施されているものであり、平成14年度は、新たに1,080件のまれな血液型の保有者を検出し、うち393名から新たに登録をいただいたところ。現在のまれな血液型登録者数は5,704名である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。
31	国は、まれな血液型の血液の供給状況について調査をすることが必要である。		・平成16年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。

⑥複数回献血の推進方策の検討

段落	平成15年度の記述	実施状況	平成16年度献血推進計画作成に向けての方針(案)
----	-----------	------	--------------------------

32	<p>国は、同一の献血者から繰り返し献血を受け入れること(複数回献血)は、献血血液の安全性を確認した上でその血液を活用できるため、血液製剤の安全性の向上に資するものであることにかんがみ、我が国の献血制度にふさわしい複数回献血の推進方を検討するものとする。</p>	<p>・平成15年5月 第3回複数回献血検討会開催 ・平成16年1月 第4回複数回献血検討会開催予定 第4回で、検討会の結論が得られる予定である。</p>	<p>・題名を「複数回献血の推進」に改める。 ・文章を以下のとおり改める。 国、都道府県及び採血事業者は、複数回献血検討会の検討結果を踏まえ、献血者に対し、献血の意義及び血液の需給動向など献血に係る継続的な情報提供を行うことにより、複数回献血を推進することが重要である。</p>
----	---	---	---

⑦採血基準の在り方の検討

段落	平成15年度の記述	実施状況	平成16年度献血推進計画作成に向けての方針(案)
33	<p>国は、献血者の健康保護を第一に考慮しつつ、献血の推進及び血液の有効利用の観点から、採血基準の見直しを行うものとする。</p>	<p>・平成13年度厚生労働科学研究「採血基準の改定と血液製剤の適正使用に関する研究」及び平成14年度厚生労働科学研究「少子高齢化社会における献血による安全な血液の国内自給自足対策の在り方に関する研究」の結果を踏まえ、平成16年度中に安全技術調査会に諮ることを検討している。</p>	<p>・平成16年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。</p>

(3) その他関係者による取組

段落	平成15年度の記述	実施状況	平成16年度献血推進計画作成に向けての方針(案)
34	<p>官公庁及び企業等は、その構成員に対し、ボランティア活動である献血に対し積極的に協力を呼びかけるとともに、献血のための休暇取得を容易にするよう配慮するなど、進んで献血しやすい環境作りを推進することが望ましい。</p>	<p>・平成15年4月～9月において、日本赤十字社は、厚生労働省をはじめとする中央官庁において17回の出張採血を実施し、計2,883人の献血を受け入れた。中央官庁に所属する団体に対しては、1,094団体に対し延べ1,562回の献血を実施し、65,428人の献血を受け入れた。 ・その他の事業体に対しては、22,492団体に対し延べ24,704回の献血を実施し、734,215人の献血を受け入れた。</p>	<p>・平成16年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。</p>

第3節 その他献血の推進に関する重要事項

(1) 献血推進施策の進捗状況等に関する確認・評価

段落	平成15年度の記述	実施状況	平成16年度献血推進計画作成に向けての方針(案)
----	-----------	------	--------------------------

35	国、都道府県及び市町村は、血液事業の行政担当者が協議する会議を開催し、献血推進施策の進捗状況について確認及び評価を行うとともに、採血事業者による献血の受入れの実績についての情報を把握し、必要に応じ、献血推進施策の見直しを行うことが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年4月～5月 血液対策ブロック会議開催 平成15年10月 血液事業担当者会議開催。また、会議開催に前後して、各都道府県の献血推進の実施状況についてヒアリングを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。
36	国は、献血推進中央連絡協議会等を活用し、献血の推進及び受入れに関し関係者の協力を求める必要性について認識を共有するとともに、必要な措置を講ずるものとする。		<ul style="list-style-type: none"> 平成16年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。

(2) 災害時等における献血の確保等

段落	平成15年度の記述	実施状況	平成16年度献血推進計画作成に向けての方針(案)
37	国、都道府県及び市町村は、災害時等における献血が確保されるよう、採血事業者と連携して必要とされる献血量を把握した上で、様々な媒体を活用し、需要に見合った広域的な献血の確保を行うことが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> 国は、防災計画において、緊急時の医薬品等の確保について規定している。 日本赤十字社は、業務標準において災害対策を規定しており、災害対策マニュアルが策定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。
38	国、都道府県及び市町村は、災害時において、採血事業者等関係者と連携し、献血により得られた血液が円滑に現場に供給されるよう措置を講ずることが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> 幾つかの都道府県では、献血支援計画及び防災計画において対応を規定している。 なお、平成15年度上半期においては、具体的な対応を要する事例はなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。
39	採血事業者は、災害時における献血受入体制を構築し、広域的な需給調整等の手順を定め、国、都道府県及び市町村と連携して対応できるよう備えることにより、災害時における献血の受入れに協力する必要がある。		<ul style="list-style-type: none"> 平成16年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。

